

令和4年度第3回山陽小野田市自治基本条例審議会会議 会議録	
開催日時	令和4年12月21日(水) 18時30分～20時00分
開催場所	山陽小野田市役所 本館3階 第2委員会室
出席委員	山陽小野田市自治基本条例審議会委員 9人 (池田会長、大田委員、草田委員、坂本委員、半矢委員、藤野委員、清水委員、小原委員、平井委員)
出席職員	(事務局) 企画部長、企画課長、企画課主幹、企画課政策調整係長、企画課主事
協議概要	<p>1 開会</p> <p>2 議題 提出意見の取りまとめ結果について</p> <p>(1) 第2回審議会での協議事項について</p> <p>(ア) 協創の考え方について</p> <p>【事務局より説明】</p> <p>●意見等</p> <p>【草田委員】 この理念でうたわれている新しい価値とは具体的にはどのようなものか。</p> <p>【事務局】 新しい価値とは状況によって様々である。例えば、地域に移動の手段がない場合に、地域主体で公共交通に代わるような手段の確保に取り組むと高齢者や車の免許がない方にとっては非常に貴重な効果が生まれるものと思う。状況により様々で、一言で何かというものでもないと思う。</p> <p>【草田委員】 条例制定から、ある程度協働の実践や理解が進んでいるといわれたが、本当にそうか。私が知っているだけでも、これまでに57ぐらいの条例があるが、その中で私たち市民の意見が反映されたものが果</p>

たしてどれだけあるのか。これまでの不足分を補うということであれば分かるが、どのように実践してきたかを検証せずに新しく協創へ持っていくのは、ちょっとどうかと思う。果たしてこの10年間を振り返ったときに、どれだけ生かされてきたかの疑問に思うところがある。

【事務局】

市民の方と一緒にやってきたこと具体例を挙げると、今日お集まりいただいているような形で、会議等に市民の方に公募で入っていただく機会が、現在大変多くある。ほかにも、アダプトプログラムという市民の方による美化活動といったものも生まれており、職員含め一緒にやっていこうという感覚は、制定当時に比べると強く持っているものと感じている。

(イ) 「市民」と「市民等」の区別について

【事務局より説明】

●意見等

【半矢委員】

市の山陽小野田市勤労者表彰において、推薦された方には市外の方が結構いらっしゃる。市内企業が対象なので、市外在住の従業員も対象にはなるということだが、選考委員として不思議だなと思っていた。今日説明を聞いて、市民と市民等について市民も知っておく必要があると感じた。

【池田会長】

条例が改正されたら、市民にもわかるようにされるのか。

【事務局】

審議会の答申を踏まえ、議会議決をいただいた後にはなるが、今案でお示したような形で、市民、市民等がわかるような表現になるかと思う。周知についても検討する必要がある。

(ウ) 青少年の権利について（第8条関係）

【事務局より説明】

●意見等

【大田委員】

第2回での質問と重複するが、「18歳未満の青少年」とは、市民に限定したもの、あるいは市外からの通勤者通学者も含んだ市民等のどちらになるのか。

【事務局】

前回、市外の方も含んでいるという認識で回答をさせていただいた。その後、条文を見返すと、大田委員のおっしゃられたとおり、市民に限定した内容に読み取れることは確かだと思った。ただ、これを策定されたときの皆様の感情としては、市民等に含まれる18歳未満の青少年にも言及をしたかったのではないかと考えている。

【大田委員】

先ほど市民と市民等の違いは、権利の有無ということだったので、そうすると、18歳未満の青少年とは市民に限定するのかなと。そうした場合この8条の規定は、全年齢の市民に保証されている権利が、たとえ未成年であったとしてもちゃんとあるという確認規定になるのかなと思った。制定当初の感覚として、広く市民等の協力を得てやっていきたいというのが、市民等の中には18歳未満の未成年の方も含むとなると、その趣旨が違ってくるのではないかと思ったが、その点はいかがか。範囲を広げるにしても、より多くの人の意見を聴取されて、よりよい案が出てくればそれが1番よい。例えば、市外から通勤・通学している人が、まちづくりに参加する権利を持っているから何か物を言いたいとなったときに、そこまでのものを与えられるのか。市民であれば請願権等があるが、そういった場合の取り扱いに具体的な違いが出てくるのではないか。第5条に含まれない人のうち、18歳未満であればまちづくりに参加する権利を持つことになるので、その整合性の問題がある。

【事務局】

この部分については、市民の権利がうたわれている一方で市民等の権利について言及している項目がないなど、現行の条例の中においても、明確にされてない部分があるので、慎重に整理する必要があると感じた。

【草田委員】

今のことについて、第 5 条との整合性をどうするのかとか、それを審議したらいいのではないか。

【事務局】

市長からお諮りした見直し案に対しての答申をいただくというのがこの審議会の役割になるので、その答申の中に、今おっしゃられたような疑義がある点や検討を要するのではないかという点を入れていただければと考えている。

(エ) 「市民が主役」と「誰もが主役」について（前文、第 1 条関係）

【事務局より説明】

●意見等

【小原委員】

協創については社会情勢の変化から見直しをされたのであれば、第 5 条の市民のまちづくりに参加する権利というのも、より範囲を広げることで、協創が意図するものに対応できるのではないか。

【平井委員】

第 5 条が属する第 2 章は市民等という枠なので、第 5 条を変えると
いうよりは市民等の条文を追加するほうが都合がよいと思った。

【小原委員】

平井委員に同意する。第 5 条自体に問題があるというよりは、第 2 章に規定されている市民等の権利や義務の中に収まりきっていないようであれば、別の項目として追加してもいいのではないか。

【坂本委員】

市民と市民等の区別に関連して、市民館などの施設予約の際に市民と市外の人で被ることがあり、市民の施設なのだという声も上がるが、こういう場合はどう対応するのか。

【事務局】

市民館も地域交流センターも市民が優先的に予約できるような仕組

みにしている。市民の方の税金で運営されている施設なので、地域交流センターの予約は、市民だと2か月前から、市外の方は1か月前からというふうに区別している。

【大田委員】

やはり市民と市民等の使い分けが十分に出来てないと思う。基本的には、市民、市民以外の取扱いは権利という点で区別していくとなっている。ところが、第2章の市民等のところで、第5条に市民の権利、第6条に市民の責務、第7条に事業者の責務とある。この事業者というのは、法人等の事業を行う人間ということで、市民に分類される存在である。さらに第8条で青少年の権利とあるので、この青少年はやはり自然人である。それなのに表題が市民等となっていて、本来であればここに市民と事業者以外のことを書いて、区別する必要があると思う。市民以外の人については、権利として規定するのではなく、参加していただくとか、参加する責務というふうを書くことになろうかと思う。ただ、第1章第2条に、市民等について一定の役割を果たしていくということが規定されているので、あえて第2章のところに必ず規定すべきというものでもないと思う。これは基本条例なので、基本的な考え方、例えば協働と協創の視点の違いなどがここに表明されていればよい。これを具体化していく作業はまた別にされると思うので、基本条例としては、大まかなところが決まっていればいいのかと思う。

(2) 答申書について

【池田会長】

1 点目の協創の考えを自治基本条例に取り入れることについて、おおむね否定的な意見等はなかったので、審議会としては協創の考え方を入れるという方向でよいか。

(異議なし)

【池田会長】

2 点目の市民、市民等の区別について、区別が曖昧でもう少し検討する必要があるのではないかという意見があった。本日事務局より説明があり、その中では、策定当初の考え方を尊重して、二つの言葉の使用か所について特段の変更を要しないという判断であった。

しかしながら、皆様に御意見をいただき、使い分けをすべきところはしないといけないのではないかという方向性であったと思う。審議会としては、市においてよく検討し、改正していただきたいという旨を記載できればと考えているが、委員の皆様はどのようにお考えか。

【大田委員】

市民と市民等の区別については、使い分けについては十分配慮してもらいたいということを答申に入れたい。また、第32条の3項は、やはり市民等であるべきだと思う。

【草田委員】

第2回の審議会で全体を通していろいろな意見が出ているので、両論併記できるところはしていただきたい。

【事務局】

答申書案は、会長と副会長に御相談をさせていただきながら作成し、市長への答申の前には、委員の皆様方にも御確認いただくように考えている。

【池田会長】

審議会としては市民、市民等の区別をよく検討してもらおうということを、答申として上げたい。特に第32条も答申に含め、併記できるようなところは両論併記するという形をとる。

(異議なし)

【池田会長】

3点目の青少年の権利について、前回の審議会においては、「年齢に応じて」の部分を見直してはどうかといった意見や、見直しは必要ないといった意見があった。大きく分けて二つの意見があったので、再度お伺いする。

【小原委員】

第8条の年齢に応じてという部分で、前回、この部分を削除するか別の文言に変えるといった意見も出たと思う。現在のところ、この

部分を変えるべき社会情勢の変化はないかもしれないが、まちづくりに参加する権利は子供にもあるにもかかわらず、それが制限されるような印象を受けるので、文言を変えるか削除したほうが良いと思う。

【平井委員】

第2回までは「年齢に応じて」の部分を、「能力に応じて」等の表現に変えたほうがよいと考えていたが、前回までのまとめの資料を見て、青少年と一口に言っても、10歳にも満たない子と17歳とでは同じ青少年でも差があって、その中の年齢に応じてという表現は腑に落ちた。前回考えていた「能力に応じて」とすると、まちづくりに参加できる能力をどう判断するかという基準が曖昧になってしまうので、年齢に応じてという表現はあってよいと思った。年齢が成熟するに応じて、段階的にまちづくりに参加するというふうを受け取った。

【池田会長】

双方の意見があるので、この件に関しては併記するという形をとるといのはいかがか。

【清水委員】

解説部分についても、条例の改正内容に見合った改正をしていただきたい。

【池田会長】

解説部分を見直すことと、審議会が出た意見を併記する形で、答申をまとめてよいか。

(異議なし)

【池田会長】

4点目、「市民が主役」を「誰もが主役」に変更する点について、こちらも意見が分かれていたので再度審議したい。

【清水委員】

自治基本条例が、協創によるまちづくりを主体としてやっていくと

いうふうになるということなので、市民だけではなくいろんな方を入れた中でのまちづくりをしていこうということであれば、「誰もが主役のまちづくり」としてよいと思う。

【草田委員】

「誰もが主役」というのはいいかと思うが、この自治基本条例は市の自治に関する条例である。今までの話し合いは、まちづくりに対して「誰もが主役」というように聞こえるので、そこが釈然としない。市政の自治に関わる部分で「誰もが主役」とすることで、オーバーな表現でいえば内政干渉のように、他市の方でも誰でも山陽小野田市の自治に関してものが言えると思いをされたい。まちづくりに関しての意見はいいかと思うが、自治に関することで市外の方が意見を言われるのはいかがかと思う。社会の情勢の中で変わっていくのは仕方ないが、そのあたりの懸念がある。

【池田会長】

基本的には「誰もが主役」としてよいということでもとめてよろしいか。

【草田委員】

本来の意味とあまりに変わるのはいくない。まちづくりだけすればよいというのではなく、そこに議会がどう関わるのかというような疑問点が出てくる。

【池田会長】

では、そのあたりも整理してまとめるということでもよろしいか。また、答申書の内容は以上のおりとし、記載表現等は会長と副会長に一任していただいてよろしいか。

(異議なし)

3 その他

【平井委員】

条例の知名度が高くないようで、私自身もあまり知らなかったの
で、ホームページ等で周知し、市民の理解を得ることが大事だと思
う。特に審議会で何度も取上げられた協創の考えや市民等、誰もが

	<p>主役の部分を分かりやすく紹介するようなものがあれば、協創の考え方を大事にしていけると思った。</p> <p>【事務局】 周知に努める。</p> <p>【草田委員】 パブリックコメントはされるのか。</p> <p>【事務局】 実施する。1月を予定している。</p> <p>4 閉会</p>
--	---